

幼児の保育を実施する施設

(一) 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するための施設

(二) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の規定に基いて共済組合その他の厚生労働省令で定める組合(以下「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として「共済組合等の構成員」という(以下「厚生労働省令で定める者」といって「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けた該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するための施設

(三) 満三歳以上の幼児に係る保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて前号に規定する施

設において保育を行う事業

(13) この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

(14) この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと
- 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

(15) この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、総合こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

(16) この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと
- 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

(新設)

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所

幼保連携型認定」「ども園」、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする

「総合」と「ども園」、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

② (略)

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

(4)～(7) (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又は

その他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案

(4)～(7) (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該

し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行ふものとする。

(略)

② 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定）ことも園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示されたもののを除く。）において保育しなければならないいへ

し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行ふものとする。

(略)

③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者が申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切

保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行ふものとする。

(略)

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

② 市町村は、前項に規定する児童に対して認定

定じども園法第二条第六項に規定する認定ど
ども園（子ども・子育て支援法第二十七条第
一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭
的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育
事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育
事業をいう。以下同じ。）により必要な保育
を確保するための措置を講じなければならない。

な保護をしなければならない。

第十四条 市町村は、子ども・子育て支援法

に定めるところによるほか、保護者の労働又
は疾病その他の事由により、その監護すべき
乳児、幼児その他の児童について保育を必要
とする場合において、当該児童に必要な保育
を、保育所、総合ことども園若しくは第五十九
条の「第一項の規定による届出をした施設の
うち政令で定める基準に該当するもの（次項
及び第四十六条の二第一項において「保育に
係る施設」という。）又は家庭的保育事業等
(家庭的保育事業、小規模保育事業又は居宅
訪問型保育事業をいう。以下同じ。)により
確保するための措置を講じなければならない。

②

前項に規定する児童について保育所における
保育を行うことを希望する保護者は、厚生
労働省令の定めるところにより、入所を希望
する保育所その他厚生労働省令の定める事項
を記載した申込書を市町村に提出しなければ
ならない。この場合において、保育所は、厚
生労働省令の定めるところにより、当該保護
者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わ
つて行うことができる。

③

市町村は、一の保育所について、当該保育

所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことがある困難となることその他のやむを得ない事由がある場合には、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

(3) 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第四十六条の二第二項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育に係る施設又は園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う

業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

(4) 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行いう必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保

(2) 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育に係る施設又は家庭的保育事業等が不足し又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育に係る施設又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、当該保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

(3) 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行いう必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保

(4) 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるとときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。

し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

育を受けることができるよう支援しなければならない。

- (5) 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第一号に係るもの）を除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならぬ。

(6)

- 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育

- (4) 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定するこども園給付費若しくは特例こども園給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るもの）を除く。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るもの）を除く。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは総合こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは総合こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。